

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 16 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象業務

- (1) 業務名 粕屋浄水場天日乾燥汚泥処理業務
- (2) 業務場所 糟屋郡粕屋町大字大隈 地内
- (3) 業務概要 天日乾燥床 N=5 床
面積 A=150m²/床
計画汚泥量 V=30m³
- (4) 工期 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 17 日まで
- (5) 予定価格(単価) 66,440 円/m³

2. 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 法人税、法人都道府県民税、法人住民税及び消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 粕屋町競争入札参加資格者名簿において、本店情報又は委任先情報に糟屋郡内、古賀市内及び福岡市内の住所が登載されていること。
- (3) 過去 10 年以内に本業務にかかる種類及び規模を同じくする業務実績（官公庁業務実績に限る。）を有する者であること。

なお、本公告において同種業務とは、浄水汚泥処理とする。
- (4) 次の基準を満たす現場代理人を当該業務に配置できること。
 - ア 建設業法及び関係法令に満たす現場代理人を配置できる者であること。

- イ 現場代理人は、当該業務の競争入札参加申請日以前3箇月以上の雇用関係を必要とする。
- ウ 現場代理人は、平成28年4月1日以降（過去10年間）に引渡しが完了した同種業務の現場代理人としての従事経験を有する者であること。
- (5) 運搬先及び積込み地における、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの）を有すること。
- (6) 処理場所在地における廃掃法第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの）を有すること。

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとし、アからカまでの順に整えて提出すること。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 許可取得状況に関する調書
 - ウ 業務実績調書
 - (ア) 竣工が平成28年4月1日以降のものを1件記載すること。
 - (イ) 該当する業務の「竣工登録業務カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書（業務実績）」の写し又は請負契約書及び内容がわかる書類の写しを添付すること。
 - エ 誓約書
 - オ 運搬先及び積込み地における廃掃法第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可証（事業範囲に汚泥が含まれているもの）の写し。（本件入札日以降も有効であるもの）
 - カ 処理場所在地における廃掃法第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可証（事業範囲に汚泥が含まれているもの）の写し。（本件入札日以降も有効であるもの）
- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の該当業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

申請受付 令和8年4月16日（木）から令和8年4月24日（金）まで

郵送宛先 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町都市政策部上下水道課 業務係担当 行き

※封筒の表面に「条件付一般競争参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

5. 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和8年4月28日付けで申請者あてにFAX送信する。

6. 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

- (1) 閲覧期間 令和8年4月16日(木)から令和8年5月1日(金)まで
- (2) 閲覧場所 粕屋町ホームページ
- (3) 設計図書などに関する質問

設計図書などに関する質問及び回答は、別記様式によりFAXを用いて行うものとする。

ア 質問受付

令和8年4月16日(木)から令和8年4月28日(火)まで。ただし、最終日は、午後3時までには上下水道課へ到着した分までとする。

イ 送信先 都市政策部上下水道課 FAX 092-938-7818

ウ 質問回答 令和8年4月16日(木)から令和8年4月28日(火)まで

エ 質問及び回答は、ホームページに掲載するものとする。

7. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和8年5月11日(月) 午前10時から
- (2) 開札場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 1階 都市政策部 上下水道課

8. 入札事項など

- (1) 最低制限価格の設定
設定 無し
- (2) 調査基準価格の設定
設定 無し
- (3) 入札保証金
免除。
- (4) 契約保証金
免除。
- (5) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号)第104条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、2の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

- (6) 入札書などが提出期限までに上下水道課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (7) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (8) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。

- (9) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。
- (10) 入札者が1者のみの場合も有効とする。
- (11) 現場説明会は、行わない。
- (12) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。
- (13) 最低価格が同額となった場合、別紙『くじによる落札者の順位の決定方法』により落札者を決定する。
- (14) 開札結果は、落札者が決定した場合、落札者にのみ連絡し、後日町ホームページに落札者及び落札金額を掲載する。

9. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 担当：渡邊

TEL：(092) 938-0239 / FAX：(092) 938-7818